

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年8月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年周南市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

第6条の表第34条の項読み替える字句の欄中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第2項」の次に「(これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(参 考)

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報提供等の記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報提供等の記録 番号法第23条第1項及び第2項 <u>(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)</u>に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 番号法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 番号法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(情報提供等の記録に係る個人情報保護条例の特例)</p> <p>第6条 実施機関が保有し、又は保有しようとする情報提供等の記録に関しては、個人情報保護条例第12条第1項第1号から第6号まで、第13条、第33条及び第3章第3節の規定は適用しないものとし、個人情報保護条例の次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(情報提供等の記録に係る個人情報保護条例の特例)</p> <p>第6条 実施機関が保有し、又は保有しようとする情報提供等の記録に関しては、個人情報保護条例第12条第1項第1号から第6号まで、第13条、第33条及び第3章第3節の規定は適用しないものとし、個人情報保護条例の次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

現行			改正案		
読み替えられる個人情報保護条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替えられる個人情報保護条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(略)		
第34条	当該保有個人情報の提供先	<u>総務大臣</u> 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） <u>第19条第7号</u> に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長以外のものに限る。）	第34条	当該保有個人情報の提供先	<u>内閣総理大臣</u> 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） <u>第19条第8号</u> に規定する情報照会者若しくは <u>情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u> （当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。））に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長以外のものに限る。）